

	合	2,245点		2,225点
	3 その他の場合	1,580点		1,580点
【注の追加】		(追加)	→	注10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、人工腎臓を実施している患者に係る下肢末梢動脈疾患の重症度等を評価し、療養上必要な指導管理を行った場合には、下肢末梢動脈疾患指導管理加算として、月1回を限度として所定点数に100点を加算する。
J042 腹膜灌流（1日につき）				
【注の見直し】	注2 6歳未満の乳幼児の場合は、導入期の14日の間又は15日目以降30日目までの間に限り、注1の規定にかかわらず、それぞれ1日につき1,000点又は500点を加算する。		→	注2 6歳未満の乳幼児の場合は、導入期の14日の間又は15日目以降30日目までの間に限り、注1の規定にかかわらず、それぞれ1日につき1,100点又は550点を加算する。
J043-3 ストーマ処置（1日につき）				
【注の見直し】	注3 6歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算する。		→	注3 6歳未満の乳幼児の場合は、55点を加算する。
【新設】		(新設)	→	J043-6 人工臓療法（1日につき） 3,500点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合す

J 0 4 4 救命のための気管内挿管

【注の見直し】

注 6歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算する。

るものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、3日を限度として算定する。

J 0 4 5 - 2 一酸化窒素吸入療法
(1日につき)

【項目の見直し】

920点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

注2 吸入時間が1時間を超えた場合は、1時間又はその端数を増すごとに、920点を所定点数に加算する。

注 6歳未満の乳幼児の場合は、55点を加算する。

1 新生児の低酸素性呼吸不全に対して実施する場合 1,680点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

注2 一酸化窒素ガス加算として、吸入時間が1時間までの場合、900点を所定点数に加算する。吸入時間が1時間を超える場合は、900点に吸入時間が1時間又はその端数を増すごとに900点を加算して得た点数を、所定点数に加算する。

2 その他の場合 1,680点

注 一酸化窒素ガス加算として、吸入時間が1時間までの場合、900点を所定点数に加算する。吸入時間が1時間を超える場合は、900点に吸入時間が1時間又はその端数を増すごとに900点を加算して得た点数を、所定点数に加算す